

明治政府の旧藩札處理について

魚 澄 惣 五 郎

江戸時代中期以後、諸藩は大方財政が行詰り、いわゆる「御勝手元不如意」で、財政破綻の危機が迫っていた。しかしこれを田畑に対する本租の増徴によつて補うことは、諸般の情勢から見ても困難であるのみでなく、支出はいよいよ膨脹の傾向を示し、一方大阪等の商業資本や領内よりの借入れによる藩債もますます増加し、債務の返済も容易でなかつた。当時比較的に商品流通の盛んな中部以西の諸藩では、紙幣即ち藩札の発行が財政救済に最も効果的であつたから、各大名が盛んに藩札を発行するようになった。勿論この藩札の発行によつて通貨の流通量を増し、一時的には景気挽回策ともなつたことは認められる。勿論兌換の基礎としての引換銀即ち準備銀を設定せねばならぬ筈であるが、財政逼迫せる各大名はこの引換準備銀を他に転用して費消するから引替難となり、藩の信用をなくし、従つて

藩札の価値は下落し、ついにその流通が止るようなものさえあつた。藩当局においても札価の維持に腐心し、しばしば新札を発行して、旧札を回収し、これを焼却して藩の威信を保ち、かつ札価を維持しようとした。

藩札の発行は元祿以後次第に全国的となつたが、これが正貨の流通を阻害し、経済生活を攪乱するものとなつたので、幕府は宝永四年ついに藩札の通用を禁止しようとしたが、到底これを停止することができない。その上、幕府も末期となるにつれて威信ようやく地に墮ち、藩札発行を押しやることのできないのみならず、ますますおびただしい、札が発行され、そのまま江戸幕府は倒壊してしまつた。

慶応三年十月徳川慶喜は大政を奉還し、ついで十二月王政復古の号令が出て、いわゆる明治維新の第一歩を踏み出

した。しかし当時は各大名も、また各地方の大小の寺社もそれぞれ領分を持ち続けて、旧封建体制のままであるから明治政府が樹立されたといつてもその財政的な基礎たる財源はほとんどなく、財力はまことに微々たるものであつた。されば幕府に代つて立ち、中央政府の権威を保ち、反乱を鎮め、諸政を刷新し、国力の充実と發展をはかることは期し難く思われた。そこで新政府はまず財政の緊急彌縫策として慶応四年(明治元年)閏四月全国の田畑石高に照して新しく紙幣を当行した。これが太政官札で、金札とも呼ばれている。元年より翌二年五月に至るまでの製造高は拾両札二千万両余、五両札六百万両余、一両札千五百両余等であつた。ついで明治二年九月に一両以上の太政官札と引換える目的で、政府は民部省札と称する二分・一分・二朱・一朱の四種の小額面の政府紙幣を發行した。更に明治四年十月に政府歳入の不足を補うため大蔵省兌換証券なるものを發行し、名称のごくもと兌換証券として出したのであるが、国用多端のため不換紙幣となつてしまつた。また同五年には北海道開拓費にあてるため開拓使兌換証券をも發行した。しかしこれらはいずれも正貨に兌換されない不換紙幣であつた。しかもこの四種の政府紙幣は、幕府時代の

藩札と異り、日本全国に流通力をもつたものであつた。

こういう有様で、新政府自体が一時の便宜のため不換紙幣を發行し、しかも草創の際として国内の治安はなお安定せず、兵火いまだやまず、征討のための出費も多く、經濟界は不安動搖の日がつづいていた。かく政府の政治力が浸透せず、各藩は旧時代のそのまま持続している訳であるから各藩では新政府の取締りの不充分なに乗じて、明治元年から二年にかけて公然と藩札を濫發するようになり、それはほとんど全国の諸藩悉くに広がつた。例えば近畿地方では、淀藩が明治二年に錢札一貫文から百文まで七種の札約五十万枚を發行し、高取藩(大和)は明治元年に錢札一貫文から五十文まで四種約五十二万枚、田原本藩(大和)のときも明治二年に錢札五百文以下で十九万枚發行している。その他櫛羅藩、柳本藩、郡山藩、小泉藩、芝村藩のごとき大和の小藩がそれぞれ藩札をつくり、河内丹南藩、和泉伯太藩、摂津高槻藩、尼崎藩も明治元年乃至二年に、それぞれ藩札を發行し、高槻藩のごときは幕府時代には一度も藩札を發行しなかつたところである。

明治五年十一月に国立銀行条例が發布されて、国立銀行

にすべての紙幣発行の権限が与えられるようになったが、国立銀行の数は全国で百五十三行となつて、この銀行から発行する紙幣の量はおびただしいものとなり、それに加え、てさきに述べた太政官札や民部省札等があつて、明治十年頃から紙幣と金銀貨幣との価格の差がはけしくなり、十年頃の平均値が銀貨一円につき政府札一円三錢三厘であつたのが十四年四月には一円七十九錢五厘とまで下つた。そこで政府は非常な決断で、大増税を断行し、かつ財政を緊縮して財源を浮かせて、紙幣の回収と国立銀行の整理をはかり、同時に中央銀行を作ること企劃し、十五年十月になつて日本銀行が設立され、かくて今までの政府紙幣や国立銀行札の回収が順調にすすみ、十七年頃にはほぼすべてが整理されてしまつた。

この間旧藩札の回収と焼却とが継続的に行われていた。明治二年十二月に藩札即ち旧藩発行の紙幣製造禁止を重ねて令していることから見れば二年末にはなお藩札が新しくられていたらしい。明治四年に各地方にだけ通用する紙幣に類するものの製造、並に用紙の漉立を押え、殊に製紙業の盛んな越前には特に禁令を出した。また王政復古の号令喚発とともに徳川氏の領地は官没せられたが、全国の大

部分は二百六十有余の藩に分たれ、依然として封建の体制が残存していた。しかるに四年七月十四日明治天皇が在京の知藩事に召集して断然藩を廢して県を置く旨を宣し、いわゆる廢藩置県の処置に出た。これによつて今までの旧大名とその領民との永い間の封建關係が全く断絶することとなつた。藩札もまたこの大改革に伴うて一挙に回収焼却されることになつた。

即ち廢藩置県の四年七月十四日附の相場をもつて、それぞれ各藩の藩札を交換回収することとし、まず旧藩札製造の器具類を大蔵省に取上げることとし、旧藩札の全国現在高の調査を各府県に命じ、かつ各地方の旧藩札と新貨幣との価格比較表を發表した。

明治五年正月二十三日の大蔵省告示には、旧紙幣、器械、地紙を昨四年十二月東京洲崎明神前で焼却したことを公示しているが、その内、九十六藩に残存した摺掛残紙十二万一千枚と紙漉器械十二箇とが含まれている。また銀札版木十八組と地紙十八万二千五百両分（伊万里県分）及び錢札、摺掛紙、白残紙十八万千六百枚余（篠山県分）を別の日に焼却した。明治五年六月十七日の大蔵省布達によると同年五月廿四日から晦日まで雨天を除き毎日、東京木挽町

六丁目の空地にて、福岡、秋月、松山（伊予）、府内、森、綾部、堀江の各藩の札及び版木を多く焼却した。

勿論旧藩札は引換期限までは疑念なく通用を認められていたのであるが、一般には不安をいだし、ためにおのずから融通しなくなつて、著しく相場が下落した。この間隙に乗じ利得をはかるものが、正貨等で買い集めるものができたらしく、政府はこれに対し注意を促した。またこの頃になつて旧藩札の模造贋造を謀るものが相当あらわれたと見え、政府は五年八月また一般に注意を促している。

さて明治六年三月から七年一月までにおける藩札焼却高は四億千七十二万二千四百八十四枚、此金千七百五十四万六千四百〇二円四十八錢七厘であつた。またこれら藩札や政府札の焼却は東京・大阪にて主として行われ、焼却日は紙幣寮に公示して一般に周知せしめ、かつ焼却の現状を觀覽せしめるようにはかつていた。その時火焰はもうもうとあがり、猛烈を極めたのであつたが、これは一般に見せて政府の威信を誇示するためであつた。しかるに明治八年十一月七日から十七日へかけての廃棄の際には、もはや焼却の方法によらず、煮潰しの方法を採用した。この頃ようやく明治政府も基礎確立したので、もはや焼却の現場を縦覽

せしめる必要もなくなり、莫大な量にのぼる旧藩札を煮潰して漉返すことになつたものと思う。従つてもはやその現場を見る市民もなくなつたのである。

驚くべきほどの多種多様の藩札、及びこれに類似する旗本札、社寺札、人馬賃切符その他の私札類は、今残存するものが割合に尠く、また印刷に用いた版木もさほど多く遺存していない。これは一つには明治政府が徹底的に回収につとめ、悉くこれを焼却または煮潰しの処分をとつたため、これは明治初年における政府の基礎確立にいたるまで一端を物語るものであらう。